

第十三回 宗教法学会・報告

宗教上の地位等をめぐる訴訟の手続的諸問題

松浦 馨

(名古屋大学)

はじめに

ただ今御紹介いただきました、名古屋大学の松浦でございます。本日は、報告の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。ただ私は、宗教についてはもちろん、宗教法につきましても、全くの素人でございます。それにもかかわらず、こういうテーマについてお話しをする、ということは、おがましい限りなんでしょう。いますけれども、今日は、幸いその筋の御専門の方々を前に私の所感を申し述べさせて戴きまして、皆様に御批判やお教えをいただきたいという気持ちでこの壇上に上がったたしでございます。テーマといたしまして、宗教上の地位等をめぐる訴訟の手続的諸問題ということで、判例を中心にして、その判例の整理あるいはその補足ということで、話を進めてまいりたいと思っております。

ここで私が取り上げます判例は、まず、宗教教団の主宰者たる、純粹に宗教上の地位、つまり宗派の教主とか、法主・管長・住職・司祭などの地位につきまして、その存在あるいは不存在の確認を請求するものがあります。これが第一のグループです。第二が宗教法人組織体の機関たる地位に関する請求ということで、代表役員・責任

役員・宗務所長・執事長などの地位の存否の確認を求めるものです。これが第二のグループです。第三のグループといたしまして、金銭・物の給付請求に関する事件でございまして例の板まんだら事件でありますとか、物、とございますのは、大部分は、寺院付きの住宅、あるいは寺院の境内、境内地、あるいは墓地、本堂、庫裏、そういう不動産の明渡しの請求、これが第三のグループでございまして。もちろん、宗教関係の事件といたしましては、その他にも色々な種類の事件がございすけれども、今日は、今申し上げました三つのグループのものを中心にお話しをいたします。

先程申し上げましたように、今日は手続的諸問題というテーマになっております。そこでまず、判例が宗教関係事件を手続上どのように取り扱っているかを、三つのグループに分けて御説明いたします。そしてそのあとで裁判所の審判権の及ぶ範囲について、それから、訴え却下判決をすべきか、請求棄却もしくは認容の本案判決をすべきかという問題について私の考え方を述べてみたいと思います。なお、判決の効力の問題が残りますが、時間関係で割愛させていただくことになりそうです。

一 宗教教団の主宰者たる、純粹に宗教上の地位の存否確認請求訴訟

(イ) まず、宗教教団の主宰者たる、純粹に宗教上の地位に関する請求は、通常は、法律上の争訟に当たらず、不適法であるといつてよい、ということとでございまして、純粹に宗教上の地位でありますところの教主・法主・管長、住職、司祭等の地位の存在あるいは不存在の確認請求の訴訟が提起された場合には、通常は法律上の争訟に当たらないということで、不適法却下していいということとでございまして、この点に付きましては、かなり多

数の判例がございます。宗派の教主につきまして、ほんみち教の甘露台の地位確認請求事件というのがございまして、これは大阪高等裁判所の昭和四十年七月十二日判決(高民集一八卷四号三六四頁)でございまして、甘露台に指名された、その指名が有効かどうかということが争われた事件でございまして、この点に付きましては、法律上の争訟に当たらない、という判決になっております。それから、住職に関しましては、有名な最高裁の昭和四十四年七月十日判決(民集二三卷八号一四三三頁)があります。すなわち、銀閣寺の元住職が、先に自分が退職願書の提出によりなした辞任の意思表示は心裡留保、虚偽表示もしくは錯誤により無効であると主張して、住職の地位確認の訴をおこした、という事件ですけれども、やはり法律上の争訟に当たらないとされています。それから司祭に関する訴訟といたしましては、大阪高等裁判所の昭和五十二年五月二十六日の判決(判夕三五九号三三六頁)がございまして、これは、カトリック教会の司祭の地位の確認請求で、法律上の争訟に当たらない、ということで、却下されております。

(四) 次に、今お話しいたしましたように、原則として、宗教上の地位が訴訟上の請求となっている場合は、法律上の争訟に当たらない、ということになる訳でございますけれども、ただしその請求が、宗教教団の主事者たる地位に関するものでありまして、実質的には、宗教法人・組織体の機関たる地位や、具体的なものしくは世俗的な権利・義務や法律関係(世俗的な権利・義務や法律関係といえますのは、俸給の請求権でありますとか、あるいは教会、あるいはその寺院等の建物の利用をする権利などでございます)に関する争いが含まれているときとか、宗教上の地位につきまして、その選任・解任手續の適否等、裁判所の審判権の及ぶ事項が、その訴訟の争点の中に、実質的に含まれているときには、法律上の争訟と解して、請求棄却もしくは認容の裁判をしてよい、ということがございます。そして前者の例としては、名古屋地裁の昭和五十一年四月十六日判決(判夕三三七号

一〇四頁）をあげることができます。これは、聖心布教会会員地位保有確認請求事件ですが、布教会会員というのは司祭と同じく宗教上の地位なんですけれども、しかし争っている請求の内容を見ますというと、その実質は、世俗的権利・地位・利益に関する争いである、ということ、これを法律上の争訟であるとして扱ったものでございます。それから後者の例といたしましては、京地裁の昭和五十三年二月二十七日判決（龍谷大学宗教法研究第一輯一一九頁）があります。これは懲戒処分によつて住職の地位を失った者が、その懲戒手続が違法であるとして、住職懲戒処分無効確認請求の訴えを提起したものでございますけれども、そういう懲戒手続については審査ができ、法律上の争訟に当たる、とされておるわけでありまして、他に、正伝寺の特命住職の任命無効、職務執行停止仮処分事件（最高裁の昭和三十年六月八日の判決（民集九卷七号八八八頁））でございますが、これは、任命手続が審査できるということで、任命手続の有効性を認定いたしまして、実体的な仮処分の裁判をしております。

二 宗教法人・組織体の機関たる地位の存否確認請求訴訟

(イ) 次に、宗教法人・組織体の機関たる地位に関する請求ということで、これはその法人の代表役員あるいは責任役員とか、あるいは宗務所長、執事長の地位の存在、不存在の確認請求訴訟の場合であります。これは法人上の地位でありますので、法律上の地位である、従つて原則として、そのような訴訟は、法律上の争訟に当たるというふうに解されております。代表役員の例といたしましては、世界救世教博愛協会の代表役員たる地位を決める、仮処分申請事件であります、東京地裁の昭和四十八年一月十七日判決（下民集二四卷一〇四号一頁）や、

広島県真言宗末寺の善光寺代表役員代務者・責任役員等の職務執行停止・代行者選任仮処分申請事件であります。広島地裁の昭和四十九年四月八日判決(判時七五八号九四頁)などがありますけれども、いずれもこれを法律上の争訟であると認めております。宗務所長と申しますのは、これは天台宗の宗会議員及び東海教区の宗務所長の地位確認請求事件として、大阪高裁の昭和三十六年六月七日判決(下民集一二卷六号一三一〇頁)がございまして、

(四) このように、宗教法人・組織体の機関たる地位についての訴訟は法律上の争訟だということで原則的に扱ってよろしいのですけれども、この場合にもやはり例外がございまして、つまり、寺院の住職や宗派の管長など、本来、宗教教団の主宰者たる地位にある者が、規則上当然に寺院や宗派の代表役員など宗教法人・組織体の機関たる地位につくとされているとき、つまり充て職規定のあるときが問題として、このときには、宗教教団の主宰者たる地位に関する争点、裁判所の審判権の及ぶ事項に属する場合は、法律上の争訟に当たりますが、争点が裁判所の審判権の及ばない事項に関する場合は、不適法と解すべきである、とされています。これはどういふことかと申しますと、一応訴訟上の請求としては、法人の機関たる地位つまり、例えば代表役員の地位の存在確認といふことになっておりますけれども、充て職規定といふことで、その代表役員になるのは住職であつて、住職が当然代表役員になるという場合におきましては、結局この代表役員の存否について判断をするためには、その人が住職の地位にあるかどうかといふことを当然判断しなければならぬ、といふことになるわけでありまして、そしてその場合に、その住職たる地位の存否の判断のために必要な争点、裁判所の審判権の及ぶ事項に属するといふ場合は、その事件は結局は法律上の争訟に当たるといふことになりまして、その住職の地位の判断のために、裁判所の審判権の及ばない事項について、審理をしなきゃいけないという場合は、結局請求自体といたしましては、代表役員の地位の確認といふことなんですけれども、実質的にはそういう住職の地位の判断をしなく

ちやいけくないがそれは不可能であるということになりますので、事件自体が不適法として却下されざるを得ない、となるわけでございます。

争点が裁判所の審判権の及ぶ事項に属する場合に、法律上の争訟に当たるとして本案判決をしておる判例といまして真宗大谷派代表役員の職務執行停止仮処分申請事件があります、京都地裁の昭和五十三年十二月十四日判決（判時九二〇号二〇八頁）であります。これはご承知のように、門徒評議会におきまして、管長の解任および新管長選任の決議がなされたのですが、解任された管長が新管長、従いまして又新代表役員の職務執行停止の仮処分を申請した、という事件です。裁判所は新管長が有効に選任されたかどうか、という点につき審査を行いました。すなわち、前管長を解任し、新管長を選任した門徒評議会の決議が適法であったかどうかということが問題になるわけですけれども、この場合には確か委任状による出席を認めたとか、あるいは一部の者に、その招集の通知が欠けていた、というような「より判断の容易な争点が存しこれによっても管長の地位の存否が判断しうる」場合ですけれども、裁判所の審判権が充分及ぶということで、法律上の争訟に当たるとされているわけです。同じような例といしまして、本門寺代表役員地位確認請求事件であります、最高裁の昭和五十五年四月十日判決（判時九七三号八五頁）がございます。ここでは住職が住職選任の手続上の準則に従って選任されたかどうか、また、右の手続上の準則が何であるかに関して裁判所の審判権は及ぶとして法律上の争訟性を肯定しています。逆に、争点が裁判所の審判権の及ばない事項に属する場合は、不適法として却下すべきである、という判例といましては、日蓮正宗の代表役員・管長地位不存在確認請求事件であります、静岡地裁の昭和五十八年三月三十日判決（判夕五〇〇号一八九頁）があります。これは、日蓮正宗の法主の地位ひいては血脈相承の存否が前提問題として、争点になるわけでございますけれども、この場合には、いわゆる血脈相承があつたか

どうかというような問題は、裁判所の審判権の及ばない事項に関するものである、として不適法却下しています。この紛争関係につきましては、他にもたくさん係属事件がございますし、又いくつかは既に判決があったものもございますけれども、そのうち二件につきましては後ほど触れる積りであります。

三 宗教に関する金銭・物の給付請求訴訟

最後に、宗教に関する金銭・物の給付請求に関する訴訟です。つまり、請求したい金銭・物の給付を求めているが、その前提問題もしくは前提要件といたしまして、特定人の宗教教団の主宰者たる地位の存否又は宗教上の行為の適否の判断が必要であるという場合も、今お話しいたしました二(ロ)の場合とほぼ同じ様に、その争点が裁判所の審判権の及ぶ事項に属する場合と、及ばない場合とに分けまして、前者の場合は法律上の争訟に当たるといっても、後者の場合は不適法と解すべきであると言うことができますし、判例もだいたいそういうふうになっています。

その具体例をあげますと、その争点が裁判所の審判権の及ぶ事項に属する場合は、法律上の争訟に当たる、というものといたしましては、種徳寺事件(最高裁の昭和五十五年一月十一日判決(民集三四卷一号一頁))があります。これには、二つの事件が含まれておりまして、一つは、住職の罷免無効確認請求事件で、もう一つは、相手方の方からの不動産、つまり境内地、本堂、庫裡等の引渡請求事件です。ここでご紹介いたしますのは、後者、つまり不動産の引渡請求事件です。要するに、罷免された住職から罷免無効確認請求がおこされまして、それに対抗する形で、寺の方から住職に対しまして、お前はもう罷免されたんだから、その建物を明渡せ、という

請求がおこされたということです。裁判所はその罷免の適否につき審判その明渡請求を認容したものです。それに対しまして、争点が裁判所の審判権の及ぶ事項に属する場合は不合法である、という例といたしましては、有名な板まんたら事件の最高裁の昭和五十六年四月七日判決（民集三五卷三号四四三頁）がございませう。これはご承知のように、錯誤を理由に寄附金（供養金）の返還を請求した事件です。それに対しまして裁判所は、その錯誤について判断をするためには、宗教上の事項に立入って判断をしなければならぬが、それは許されないので、結局訴えは不合法であるとして却下したわけがございませう。ほかに寺田意見がございませうけれども、多数意見はそういう形で不合法却下しております。

ただ、訴訟における具体的な争点が、裁判所の審判権の及ぶ範囲に属するかどうかの判断は、非常に微妙なところがございまして、裁判所によりまして、同じような争点について、ある裁判所は、裁判所の審判権の及ぶ事項であるとしているのに、他の裁判所は及ばない事項であるとしていることも稀ではありません。その典型的な例示として、蓮華寺事件の第一審判決と第二審判決の相異をあげることができます。本件の事案について申し上げますと、包括宗団法人日蓮正宗の自治規則中に、「異説を唱え訓戒を受けても改めない者」は僧籍を剥奪する（「排斥」する）旨の懲戒条項があるわけですが、日蓮正宗に所属する僧侶が右条項に該当したとして懲戒処分到处せられて僧侶の地位を失った結果、日蓮正宗に包括される寺院蓮華寺の住職・代表役員に該当したとして懲戒処分に処せ建物を占有する権限をも失ったという理由で、寺院（法人）から被処分者に対し、所有権に基づく寺院建物の明渡を求める訴訟をしたというものです。なお、本件では、被処分者から寺院に対し、当該寺院代表役員等地位確認請求訴訟も提起されていますが、ここでは取り上げないことにいたします。ところで、寺院建物明渡請求に対し、被処分者は次のような事由を主張して懲戒処分の効力を争ったのでございませう。第一点は、問題とされた被

処分者の行為は異説を唱えたということに該らないということ。第二点は、当該宗教法人における懲戒処分権者は管長であり、管長の地位は法主の地位を前提としているわけですが、管長と称して懲戒処分をなした者は血脈相承を受けていないから法主ではなく、従って管長でもないのが当該懲戒処分は処分権限のない者のなした処分であるということでした。

これにつきまして大阪地裁の昭和五十九年九月二十八日判決(判夕五四一四一六五頁)は、僧侶の懲戒処分の有効性の前提要件として法主が血脈相承を受けたか否かについても、宗教上の教義の解釈にわたらない限り、裁判所の審判権は及ぶとしながら、「次期法主選任行為としての血脈相承は宗教上の儀式としての血脈相承を意味するのであるから、それが社会的事実としての側面を有することも否定しがたいところであり、このような社会的事実たる宗教上の儀式としての血脈相承の存否については、裁判所は、日蓮正宗の教義の解釈に立ち入ることなく、審理、判断することが可能である」と判示いたしました。そして法主就任の際の伝統的諸儀式が一人の反對者もなく平穩に挙行されたこと、就任後一年半は誰からも異議が述べられなかったことなどを認定したうえで、これらの事実を総合して、昭和五十三年四月十五日に先代法主から血脈相承という宗教上の儀式により次期法主に選定され、翌年七月二十二日に先代法主の遷化に伴い、法主の地位についてと認定しました。またもう一つの争点であります、被処分者の行為が異説を唱えたことに該るかの点につきましては、「宗教団体の内部において教義に関する事項について自治的に決定する方法が定まっている場合には、右自治的決定方法に基づく決定を尊重すべきである」と判示しまして、ほぼ自治規則(宗規一五条)に従って宗教団体の機関により自治的決定がなされたとの事実を認定しました。そして住職の懲戒処分を有効と認めたいうえで、寺院建物の明渡請求を認容する本案判決をいたしました。

これに對しまして、その第二審判決であります、大阪高裁の昭和六十一年五月六日判決（判時一二〇七号六頁）は、本件の請求の可否を決するには懲戒処分効力についての判断が前提問題をなしているところ、被処分者はその無効事由として、処分をした者が法主の地位を有せず、教義に關して正否を裁定する権限及び懲戒処分をする権限を欠如していることを主張しているから、この点についての判断が不可欠であるが、そのためには法主の選任準則が何か、適法な選任行為が行われたか否かの認定判断が不可避であるところ、これらは教義、信仰の問題に立入ることなく判断することができないし、また本件紛争の実質は、日蓮正宗が創価学会に對しいかに対処すべきという宗教団体運営上の基本問題をめぐる宗教上の争いにほかならないから、法律上の争訟にあたりないとし、第一審判決を取り消して、訴え却下の判決をいたしました。なお、第一審判決に類似の判例として、横浜地裁の昭和六十年六月四日判決（判時一一七二号九四頁）がありますし、第二審判決に類似の判例として、東京高裁の昭和六十年二月二十八日判決（判時一一五一号六八頁）があり、これにつきましては、谷口先生が評釈をなさっています。

四 裁判所の審判権の限界について

以上、簡単に宗教上の地位等をめぐる訴訟に關する判例を概観したわけですが、次に、それら宗教事件における裁判所の審判権の限界という問題をとりあげたいと存じます。裁判所の審判権の限界が問題となりますのは、その事件につき、法律上の争訟に当たらないとして直ちに却下はしないが、裁判所はなお一定の制約のある司法審査をしなければならないという場合でありまして、先にお話しいたしました、三の場合のほか、一（回

と二(ロ)の場合がこれに当たると思います。これに対して、その事件につき、法律上の争訟に当たらないとして直ちに却下する一(イ)の場合や、法律上の争訟に当たりかつ裁判所が通常の司法審査権を有する二(イ)の場合は、まず問題となりません。

それでは、右の三、一(ロ)や二(ロ)の場合に裁判所はどのような限度で審判権をもつのでしょうか。判例を参考にしながら私の考えを述べてみたいと存じます。

(イ) 信仰の対象、宗教上の教義等、本来的に宗教・信仰に属する事項——宗教上の行為 板まんだら判決も明らかになっていますように、信仰の対象についての宗教上の価値や宗教上の教義に関する事項は、裁判所の審判権に服しません。宗教上の予言や礼拝・儀式の方法に関する事項も同様でございます。その根拠はいうまでもございませぬが、憲法二〇条や宗教法人法一条二項に求めることができます。

信仰の自由は、内心における信仰の自由と宗教上の行為の自由(宗教法人法一条二項二文参照)とに分けることができますが、前者は純粹に宗教領域での問題でありまして、国家的・世俗的領域に関係いたしません。従って裁判所の審判権が及ぶ余地は皆無といつてよいと思われまふ。しかし後者は純粹に宗教領域の境界をこえて国家的・世俗的領域にはみ出すことが絶無とは申せませぬ。例えば僧侶が加持祈禱をしたり、牧師が牧会活動をしたり、信者が供養するなどです。これら宗教上の行為も原則的には裁判所の審判権に服しないといえますが、それが「公共の福祉」に違反しないか否かの点では例外的に審判権に服するというべきでしょう(宗教法人法八六条参照)。

(ロ) 宗教上の地位にある者の任免その他宗教団体の組織に関する事項 先程お話いたしました種徳寺事件、本門寺事件、真言大谷派仮処分事件、近松別院事件、蓮華寺事件などでは、住職、法主等宗教上の地位にある者の

任免の効力が争点となっています。そしてそれらの争点について裁判所の審判権が及ぶかにつきまして、判例は、その一般的基準として、「その判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるもの……でない限り、……裁判所が審判権を有する」とか、「憲法二〇条、〔宗教法人〕法一条二項、一八条六項、八五条の趣旨から、国家がいたずらに宗教行為……や宗教団体の活動等宗教的な側面について……干渉する結果となることは回避するべきである」とか、「本来その〔宗教団体の〕自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、……裁判所がこれにたち入って実体的な審理・判断を施すべきではない」とか、一般の団体と宗教団体を区別したうえで、後者の場合には、憲法二〇条、宗教法人法一条二項が信教の自由を保障し、とりわけ宗教法人法八五条が裁判所の宗教上の人事への干渉を禁じていることにかんがみ、「当該懲戒処分が手続上著しく適正を欠くと認められる場合か、もしくは全く事実上の根拠に基づかないと認められる場合か、著しく妥当を欠き懲戒権者に任された裁量権の範囲を越えるものと認められる場合を除き、懲戒権者の裁量に任されている」とか判示しています。

しかしこれらの基準は概して抽象的であって具体性に欠け、また不明瞭なところもございます。例えば、一般の団体と宗教団体とで基準はどのように変わるのか、そこには質的な相違があるのかどうかなど、よく分かりません。さらに、この基準の抽象性・不明確性と関連があると思いますが、裁判所が判決をする際、具体的にどこまで踏みこんで審理、判断しているかを調べてみますと、実際には宗教上の教義にわたるような場合や、あるいは、著しく適正を欠きもしくは著しく妥当を欠くとは思われない場合にも、裁判所が自ら審理、判断を行なっているように見受けまます。蓮華寺第一審判決はその著例ですが、本門寺判決もその傾向が強いといつてよいでしょう。また種徳寺判決や近松別院判決にもその傾向が認められます。

このことは、裁判所の審判権の限界を決定するための具体的方法と関係があるように思われます。すなわち、判例は、殆んど一致して、まず住職・法主等の任免の根拠となった規範（成文と不文を問いません）の内容を逐一検討しまして、本来的に宗教・信仰に属する事項にかかわる規範と、そうでない規範とに分け、前者は裁判所の審判権に服しないが、後者は服するという手法を用いています。しかしそのように規範の内容を本来的に宗教・信仰に属する事項にかかわるものとそうでないものに分けることは必ずしも容易なことではありません、その判断の微妙さが増すにつれてその困難性と裁判所の負担は幾何級数的に増大いたします。またひるがえって考えますと、宗教上の地位にある者の任免の効力が問題となりました場合に、まずその任免に関する規範を、本来的に宗教・信仰に属する事項にかかわる規範とそうでない規範とに分けようとするこじたい、あとで御説明する独立的自律権を認める立場、つまり宗教団体自ら宗教上の役職員の任免に関する規範を制定できるだけでなく、最終的にその規範の解釈・適用をもなす権限を有するとの立場にそぐわぬものであり、宗教法人法八五条が「この法律のいかなる規定も、……裁判所に対し、……宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない」と規定した基本精神にもとり、ひいては憲法二〇条の信教の自由、ことに宗教団体のそれを侵害する危険が大であるといわなければなりません。

このような判例の立場はいわば横断思考型といつてよいでしょう。これに対し、私はいわば縦断思考型の処理方法がより適切ではないかと考えます。すなわち、宗教団体の任免処分についても、宗教上の地位にある者の任免と、単なる事務職員あるいは充て職規定のないときの法人の役職員の任免とは、全く異なります。従いまして宗教上の地位の存否が争われる場合は、その根拠となった規範の内容を詮索するようなことはせずに、原則として全面的に裁判所の審判権に服さないものといえます。ただしその任免行為が公共の福祉に反するとき、宗

教法人法八六条により裁判所の審判を受ける余地は当然残されています。

いうまでもなく、横断型より縦断型の方が裁判所の審判権の及ぶ範囲が狭くなりますし、また任免の有効性を主張する側の主張立証責任も軽減されることになるでしょう。何故なら、後者においては、任免の根拠となった規範の要件事実の認定と当該規範の適用は、すべて裁判所の審判権の外に置かれ、宗教団体の自律権に委されることとなります。従いまして訴訟上任免の効力が争われたときでも、その有効性を主張する側は、裁判所の面前であらためて要件事実の存在を主張立証して当該規範の裁判所による適用を求める必要はなく、ただか当該宗教団体が独立的自律権を行使した事実、すなわち宗教団体自らが相当と認められた手続的・実体的規範に従って任行為がなされたと認めていることを主張立証すれば足りるからであります。このような取扱いに導く後者の方が、憲法二〇条や宗教法人法八五条の趣旨により適合することも多言を要しないと存じます。

このように、宗教上の地位の存否につき、裁判所が原則として全面的に審判権を排除されますのは、宗教上の地位にある者の任免が宗教団体の信教の自由（宗教法人法一条二項参照）と不可分でありまして、憲法二〇条のほか、特に宗教法人法八五条・八六条によりまして、宗教団体は何ら国家の干渉を受けることなく、自らその宗教上の役員を任免したり、その他団体内部の組織上の問題を決定する自律権が保障されているからでございます。

ただ宗教団体の自律権と申ししても、そこには二つの類型がございます。一つは「国家からの」本来的独立性に基づく自律権（これを独立的自律権と呼ぶことにいたします）であり、もう一つは、「国家から認められた」自治（Autonomie）に基づく自律権であります。前者は宗教と国家の原理的独立性から、宗教団体が国家とは無関係に、いわば本来的に有するものであるの対しまして、後者は、国家から与えられ、その限りで認め

られるにすぎない自律権であります。そして實際上最も重要な差異は、前者の場合には、宗教団体自ら任免等に関する規定を制定できるのみならず、最終的にその規定の解釈・適用をなす権限をも有するのに対し、後者の場合には、最終的に規定の解釈・適用の権限を有するのが裁判所であるということでありませう。

宗教団体と申しましたが、世俗的権利に関して規定しようとする場合、例えばその従業員・雇傭関係や単なる法人機関の任免の関係などは後者の自律権に属するが、宗教上の地位にある者の任免や宗教団体の構成員の加入・除名(東京地判昭和五十九年十一月二十六日下民集三四卷一頁四号四一四頁参照)、聖職者の養成・資格試験関係などは前者すなわち独立的自律権に属するということができます。

(イ) 「公共の福祉」以上、信仰の対象、宗教上の教義等、本来的に宗教・信仰に属する事項、宗教上の行為や、宗教上の地位にある者の任免、宗教団体の構成員の加入・除名、聖職者の養成・資格試験などに関する事項については、原則として全面的に裁判所の審判権が排除されることを明らかにいたしました。ただしそのような場合でありながらも、その宗教上の行為、任免行為、除名処分、試験の実施などが「公共の福祉」に反するときには、宗教上の行為、任免行為などの効力を争う側において、そのことを主張立証して訴訟上その効力を否定することができます。また場合によりましては、さらに民事上または刑事上の責任を追求することも可能であります。ここでいわれる「公共の福祉」とは、要するに、宗教団体の有する独立的自律権と国家(裁判所)の世俗的領域における規制権(司法権)の共存の要件を意味します。元来宗教団体は宗教的領域において独立的自律権を有し、前述の諸事項について自律権を行使できるわけですが、その宗教上の行為、任免行為などが宗教的領域をこえて世俗的領域(財産・身体・生命)にも影響を及ぼすときは、国家の規制権が働かなければなりません。このようにして宗教法人法八六条がおかれているのであります。

これと同様な関係は、仲裁判断や外国判決の承認・執行の場合にも認めることができます。すなわち、民事訴訟法八〇一条、八〇二条によりますと、「仲裁判断力法律上禁止ノ行為ヲ為ス可キ旨ヲ当事者ニ言渡シタルトキ」はその承認・執行を拒むことができるとしています。また同法二〇〇条は「外国裁判所ノ判決カ日本ニ於ケル公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト」を外国判決承認の要件としています。これらはいずれも私設の裁判官たる仲裁人の判断権又は外国裁判所の裁判権とわが国の裁判所の裁判権の共存の要件を定めたものということができます。従いまして、宗教法人法八六条が「公共の福祉」という語を採用したことはそれ程重要ではありません。「公序良俗」でも「法の重要な原則」でも「近代市民法的権利概念」でも差し支えないと思います。要は、宗教団体の独立的自律権と国家の法的規制権の共存の要件であり、両者の調整のための一般条項なのであります。

五 訴え却下判決かあるいは本案判決か

次に、先ほどお話をいたしました、法律上の争訟に当たらないとして直ちに却下はしないが、裁判所はなお一定の制約のある司法審査をしなければならない場合（前掲一(一)、二(一)、三の場合）において、裁判所はどのような終局判決をすべきかという問題をとりたいと思います。

(イ) まず、その訴訟において、前提問題又は前提要件に関する争点について裁判所が審判権を有しない場合には、常に訴え却下判決をすれば足りるのででしょうか。板まんだら判決、日蓮正宗管長判決、蓮華寺第二審判決などは、いずれも審判権を有しないことを理由として訴え却下判決をしています。しかし以下に順次説明いたしますように、板まんだら事件は訴え却下すべきケースだと思えますが、日蓮正宗管長事件は、当事者の対応いかん

によりましては本案判決もありえたが、あの場合は訴え却下判決でよかつたというケースであり、蓮華寺控訴事件は本案判決をすべきケースであつたと考えます。

まず、板まんだら事件でございますが、これは宗教団体内部の組織に関するものではなく、宗教団体とその信者とが対等な関係においてなした宗教上の行為(供養行為)に関するものであります。そこで争われていますのは個人の行為であつて、宗教団体の行為ではありません。従いましてその宗教上の行為について裁判所が審判権を有しないとされた場合に、宗教団体がその独立的自律権によつて、当該宗教上の行為の効力を、他者に対する関係において自ら決定するということはできないのであります。もちろん宗教上の行為をした当の個人も、そのようなことはできません。それ故本件では、独立的自律権の出番がございませんので、裁判所は審判権なしとして訴え却下するほかないわけであります。

次に、日蓮正宗管長事件の場合は、前提問題として宗教上の地位を有する者の選任の効力が争われた事件であります。しかもその選任は血脈相承という宗教上の秘儀によりなされるというのでございまして、従いましてその点について裁判所が審判権を有しない以上、宗教団体、つまり日蓮正宗が独立的自律権によつて自ら決定した結果を尊重し、これを前提として裁判することができると、またしなければならぬはずであります。すなわち、裁判所は被告をして、宗教団体自らが団体として適正な選任がなされたと認めていること、本件に即して申しますと、先代法主により血脈相承が授けられたと宗教団体として認めていることを、事実として主張立証させました、これを認めるときは、原告側で、その選任行為が特に公共の福祉に反することを主張立証しない限り、代表役員及び管長の地位を有しない旨の確認請求を棄却すべきであるということができます。ただ本判決がそこまでいかなかつたのには、相応の理由があつたと思われるのであります。

まず、被告といたしまして、あえて宗教団体の独立的自律権を訴訟上主張して、請求棄却判決を求める必要はなかつたわけでして、訴え却下判決がもらえれば十分だったのであります。また原告としても、わざわざ被告に独立的自律権を主張させて請求棄却判決を受ける必要がないのはもちろんでございます。もつとも原告としては、独立的自律権を主張立証させたくて、選任行為の公共の福祉違反を主張して請求認容判決を勝ち取るという方は（もし公共の福祉違反の事実があるときは）ありえますが、そのような意図はなかつたようであります。

なお、このような現象は、原告が独立的自律権行使の結果を争う立場から訴訟を提起する場合には、屢々生ずるのではないでしょうか。

最後に、蓮華寺控訴事件の場合を考えてみますと、本件も前提問題として宗教上の地位を喪失させる懲戒処分が争われた事件でございます。ただし日蓮正宗管長事件とは異なりまして、原告が独立的自律権行使の結果を援用する立場から、寺院建物の明渡を訴求した訴訟であります。従いまして、前提問題について裁判所が審判権を有しないときには、裁判所は原告をして、宗教団体が独立的自律権を行使した事実、すなわち宗教団体自らが団体として適正な懲戒処分がなされたと認めているという事実、本件に即して申しますと、宗教団体自らが血脈相承により適正に選任されたと認めている法主により、団体自ら相当と認める手続的・実体的規範に従いまして、異端を唱えたとして適正に懲戒処分がなされたという事実を、事実として主張立証させまして、これを認めますときは、被告側で、懲戒処分が特に公共の福祉に反することを主張立証しない限り、寺院建物の明渡請求認容判決をなすべきであつたと考えます。

何故宗教団体が独立的自律権を有する場合に、裁判所はその自律権行使の結果を事実として承認し、それを前提として裁判しなければならぬのか、ということが問われなければなりません。それは、独立的自律権が自治

的自律権とは異なり、宗教上の地位にある者の任免その他宗教団体の組織に関する事項については、規則を制定するのみならず、それを解釈・適用する権限までも宗教団体に認めているものと解せられるためであります。このような場合にありましては、裁判所は独立的自律権にかかわる事項については審判できないという消極的効果を受けるとともに、そのような事項について自律権が行使されたときは、その結果を尊重しなければならないという積極的効果もまた憲法上の至上命令というべきであります。

このような積極的効果の承認は、これまでも、三権分立に基づく行政(政府)や立法(国会)の自主的判断の尊重という名のもとに、判例上くり返し確認されています。例えば、最判昭和三十七年三月七日民集一六卷三号四四五頁(警察法改正無効事件)、最判昭和五十七年七月十五日判夕四七八号一六三頁(郵便貯金目減り訴訟事件)、最判昭和三十五年六月八日民集一四卷七号二二〇六頁(苦米地事件)、最判昭和三十四年十二月十六日刑集一三卷一三号三二二五頁(砂川事件)などがございます。同様なことが、宗教団体の独立的自律権や大学教授等の人事に関する大学の自治(最判昭和三十八年五月二十二日刑集一七卷三七〇頁参照)、さらには政党(最判昭和六十三年十二月二十日判夕六九四号九二頁)についても認められてよいでしょう。政府や国会が司法に対する自主的「公権力」であるのに対しまして、宗教団体、大学や政党は一定の範囲におきまして、司法に対する自主的な「社会的権力」として、ある意味では類似した実質を備えていることができるでしょう。なお、外国判決や仲裁判断の承認も積極的効果の承認の例としてあげることができることは、申すまでもありません。

(四) 次に、その訴訟において、前提問題又は前提要件に関する争点について、裁判所がその審判権の及ぶ範囲内で審理し、その範囲で宗教上の行為、宗教上の地位にある者の任免行為などが有効あるいは無効と判断される

場合には、常にそれを前提にして本案判決をすべきものでしょうか。種徳寺判決、本門寺判決、近松別院判決、蓮華寺第一審判決、小田原教会判決などは、任免行為は有効であるとして本案判決をしていますが、真宗大谷派仮処分判決は任免行為は無効であるとして本案判決をしています。

真宗大谷派仮処分判決のように、裁判所が審理した範囲で当該宗教上の行為や宗教上の地位を有する者の任免行為などが無効と判断されるときは、無効ということと本案判決をいたしまして差し支えないと思います。

問題は、裁判所が審理した範囲では有効（無効ではない）と判断されたときでございます。先ほど列挙いたしました五つの判決のように、宗教上の地位にある者の任免その他宗教団体の組織に関する事項が争点になっている場合には、独立的自律権が働くから、裁判所の審判権の及ばない範囲については、独立的自律権行使の結果が有効性を補完してくれます。従いまして、裁判所は自律権行使の結果を事実として主張立証させただけで、これを認めれば本案判決をすべきであります。

これに対しまして、例えば板まんだら事件のように、争点が宗教団体の組織に関する事由にかかわらない場合に、かりに原告が供養金の寄付が被告の強迫又は悪質な詐欺など公共の福祉違背によりなされた旨を主張して返還を求めたときなどは、事情が異なると考えます。もし供養金の寄付が強迫又は悪質な詐欺など公共の福祉違背により無効と判断されれば、請求認容の本案判決が許されることは問題ないと思います。しかし強迫又は詐欺にあたらず、無効とはいえないと判断されたときは、請求認容の本案判決でも、請求棄却の本案判決でもなく、訴え却下判決がなされるべきものと考えます。何故かと申しますと、供養金返還請求権の存否は、板まんだらが偽物かなど信仰の対象もしくは宗教上の教義にかかわる前提問題の判断なしには判定できないわけですが、このような事項については、裁判所が判断できないことは勿論ですが、ここでは宗教団体の独立的自律権も働く余地

がございませんので、宗教団体自らが供養を有効あるいは無効と認めたということをもそのまま承認して、これを前提にして実体判断をすることはできないからであります。

右の場合に、寺田意見によれば、やはり却下判決ではなく、請求棄却判決になるのではないかと思われまゝ。これは、同意見が、板まんたら事件の請求を、「形式上も実質上も裁判所の審判権に服する具体的権利主張である」と解し、多数意見のように「形式上は具体的権利主張であるが、実質上は裁判所の審判権に服する具体的権利主張ではない」とも、私見のように「それ自体宗教行為に関する宗教上の請求である」とも解しないことに基因すると思われまゝ。しかしこのような理解は非常に形式的・技巧的なもので、実体にそわない感じがいたしました。もつとも、板まんたら事件のように、供養金寄付者が原告となり、所論のような錯誤による無効を理由として供養金の返還を請求したときは、請求棄却の本案判決をしても、訴え却下判決をしても実際には余り差異を生じませんので、さほど深刻な問題とはいえないと存じます。しかしもし当事者の地位が逆で、宗教法人側が供養金支払請求の訴えを提起し、寄付者が所論のような錯誤による無効を抗弁として主張したときに、請求認容判決をすべきであるといったしますと、訴え却下判決とは格段の差があり、しかも宗教上の寄付金行為が国家権力により強制されるといふ奇妙な結果を招来することになります。供養行為は信仰に基づいて、全く自由な、自発的な行為としてなされるべきものでして、すでに信仰を失った人から国家権力を借りて強制的に取り立てるべき性質のものではないと考えます。また、もし宗教団体が供養金を訴訟沙汰によつて取り立てるようなことをすればひつきよう自らその宗教団体を放棄することになり、心ある信者は離れ、良識ある世間のひんしゆくを買うでしょうから、正常な宗教団体ならば、そのようなことをすることは、まずありえないと考えられます。従いまして、右の場合は訴え却下判決がなされるべきものであり、請求認容の本案判決はなされるべきではないと存じます。

もちろん、供養金のような宗教的行為でない寄付金、例えば宗教団体が経営する幼稚園、学校、病院などの建設・運営等に関する寄付金などについては、この限りではありません。

あと、判決の効力の問題がございますけれども、時間の関係で割愛させていただきます。未熟な考えを急ぎ急ぎ舌足らずの表現で御説明いたしましたため、お聞き苦しい点が多かったと存じますが、忌憚のない御批判をいただければ幸いと存じます。御静聴有難うございました。

※ 本稿は第一三回宗教学法学会において報告発表したものに加筆してまとめたものである。報告のときには理論的に不透明だったのを、より明確に割り切ったところもある。しかしまだ説明不足の箇所が多いと思われる。この点は、その後竜崎喜助先生還暦祝賀論文集「紛争処理と正義」に寄せた「民事訴訟による司法審査の限界」と題する拙稿のなかで、本稿のテーマにつき比較的詳細に私見を述べたので、御参照いただければ幸いである。